

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和8年1月16日（金）

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道

### 1. 業務概要

(1) 業務名 R8関東本局防災通信ネットワークセキュリティ監視業務

(2) 業務内容 本業務は、関東地方整備局防災ネットワークにおいて、情報資産および情報システムを常に安全な状態に維持し、外部・内部からの脅威を未然に防止するとともに、障害発生時に迅速な対応を行うことで業務の継続性を確保することを目的とする。

(3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

(1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

- (5)企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6)企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- (8)下記に示される同種又は類似業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- ・同種業務：国の機関が発注したネットワーク設備の監視またはネットワーク設備を通過する不正通信の監視を含むセキュリティ監視に関する業務
  - ・類似業務：特殊法人・地方公共団体等が発注したネットワーク設備の監視またはネットワーク設備を通過する不正通信の監視を含むセキュリティ監視に関する業務
- (9)配置予定技術者(管理技術者)については、下記の何れかの資格を有すること。
- ・技術士(情報工学部門)
  - ・技術士(電気電子部門)
  - ・情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)
  - ・情報処理技術者試験(ITサービスマネージャ)
  - ・基本情報技術者資格、応用情報技術者資格、情報セキュリティマネジメント試験のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
  - ・工事担任者(総合通信または第一級デジタル通信)のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
  - ・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかのいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
- (10)配置予定技術者(管理技術者)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- ・同種業務：国の機関が発注したネットワーク設備の監視またはネットワーク設備を通過する不正通信の監視を含むセキュリティ監視に関する業務
  - ・類似業務：特殊法人・地方公共団体等が発注したネットワーク設備の監視またはネットワーク設備を通過する不正通信の監視を含むセキュリティ監視に関する業務
- (11)本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を担当部局へ提出し、提案書又は入札書の提出期限までにその同意を得ていること。  
なお、競争参加資格等の確認結果の通知をもって、同意又は不同意と見なす。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 企画部 情報通信技術課 通信ネットワーク係

電話：048-600-1339

電子メール：ktr-jyoutsuu-shinsa@mlit.go.jp

#### (2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（1）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

##### ② 窓口での交付期間

令和8年1月16日から令和8年2月6日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

#### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年2月6日（金）18時00分

提出場所：上記（1）と同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無（日時及び場所）

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

① 実施予定日：令和8年2月16日（月）

② 開始時間：後日連絡する。

③ 場所：WEB会議

#### (5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

### 4. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口 3.（1）と同じ。

（3）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（4）企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5)企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (6)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) 契約締結日及び履行期間開始日は令和8年4月1日とする。ただし、令和8年4月1日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和8年4月2日以降、予算が成立した日とする。  
暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (10)その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。